

公 告

このたび、下関市豊北町神田上、豊北町神田上神田地内を受益地とする県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業の計画の変更すべきことを協議したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、その協議にかかる書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第88条第6項において準用する法第87条の2第9項の規定により、山口県知事あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和6年5月7日

山口県知事 村 岡 嗣 政

記

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和6年5月8日から令和6年5月27日まで
- 3 縦覧の場所
下関市豊北総合支所建設農林水産課
- 4 意見書の提出方法
下関市豊北総合支所建設農林水産課に提出